

労働基準広報 2016 No.1886 4/21

CONTENTS

新実務シリーズ 人事異動の法律ルールと実務Q & A — 6

第12回・企業間人事異動（出向、転籍）③
～出向中の労働者の労務管理～

出向労働者に対しては出向元会社 ・ 出向先会社双方に懲戒処分権限が

出向労働者は、出向先会社の指揮命令に従って労働することになり、出向先会社の服務規律・企業秩序に従わなければならない。このため、出向労働者に服務規律等違反行為がある場合には、出向先会社から懲戒処分される。他方、その違反行為が出向元会社の立場からみて服務規律・企業秩序違反に該当する場合には、出向元会社は、別途懲戒処分することができる。出向労働者を解雇するためには、出向契約を解除し、出向労働者を復帰させた後に解雇するという方法を取るのが一般的となっている。

(労務コンサルタント・布施直春)

●特別企画/平成27年度 特定最低賃金の
決定状況 ————— 24

全国加重平均額840円（12円増）

特定最低賃金は、平成27年度に199件の改正が行われ、このうち全国を適用地域として定める1件を除く234件の全国加重平均額は840円（対前年度12円増）となりました。

(厚生労働省・労働基準局労働条件政策課賃金時間室)

●集中連載/職務発明制度に関する特許法改正
《企業における実務対応》 ———— 32

第2回 改正後の職務発明制度

特段の定めを設けた場合に限り職務発明の特許を受ける権利は会社に帰属

(弁護士・弁理士 野中武 (野中法律事務所))

●NEWS ————— 1

(労働関係6法の改正一括法が原案通り成立) 高齢者の雇用を一層推進する法整備が柱/ (27年・28年の労働災害発生状況) 27年の死亡者1000人割る見込みも28年は増加傾向/ (27年度新卒者の就職内定率) 大学卒は前年同期を1.1ポイント上回る87.8%/ほか

●労務資料/平成27年 賃金構造基本統計
調査結果④ ————— 41

所定内給与は31都道府県で前年上回る

～都道府県別の賃金～

(厚生労働省調べ)

●連載 労働スクランブル④ (労働評論家・飯田康夫) — 46 ●わたしの監督雑感 茨城・龍ヶ崎労働基準監督署長 谷涉 — 54 ●今月の資料室 — 56

労務相談室

回答者

安全衛生 [常時雇用100人超える会社] どのような安衛法上の義務が	48	弁護士・新弘江
労働基準法 [特別条項付き三六協定] 1日と休日労働は適用除外か	50	弁護士・岡村光男
労働基準法 [年次有給休暇の取得ルール検討] どの程度の制限可能か	52	弁護士・小川和晃

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内